

6月12日（第2日）

6月12日（金）第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	土手 三生
教育長	塚田 秀也	総務部長	山本 修司
企画部長	島津 慎二	市民生活部長	山田 淳
福祉保健部長	峰崎 竜昌	産業部長	沼田 英士
土木建築部長	木村 成弘	会計管理者	久保岡ゆかり
教育次長	渡辺 高久	危機管理監	岡野 数正
消防長	小林 勉	企業局長	前 政司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第1号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第3	報告第2号	平成26年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第4	報告第3号	平成26年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第5	報告第4号	平成26年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第6	承認第1号	専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の

- 一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の報告と承認について (江田島市国民健康保険
税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議案第 3 4 号 江田島小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事
(建築) 請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度江田島市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 0 発議第 2 号 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書
(案) の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回江田島市議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（山根啓志君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問の順番は通告の順に行います。

15番 山本一也議員の発言を許します。

○15番（山本一也君） 失礼します。改めましておはようございます。

質問に先立って、執行部の皆さんに一言お礼を申し上げます。

このたび、緊急に成分血液が必要となり、執行部への協力を依頼したところ、消防本部を初め、職員の皆様方に快く御提供の意思表示をいただき、まことにありがとうございました。おかげさまで、本人は不安なく治療に専念することができ、また昨日仮退院ということになりました。本当にありがとうございました。家族の皆さんと本人に成りかわりまして、お礼を申し上げます。本人は、しばらく庄原市のほうで療養すると思いますが、また今後どのように病状が変化するかもわかりませんが、そのときには、またよろしく御協力のほどお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは、通告に基づきまして2点ほど質問をさせていただきます。

子供の貧困対策について。

生活が苦しい家庭の子供を支える子供の貧困対策の推進に関する法律が、2014年1月に施行され、8月に必要な施策をまとめた大綱を決定し、都道府県に子供の貧困を解消するための独自の行動計画の策定を求めていると思います。

広島県では、平成31年には全市で学習支援ボランティア事業を実施とありますが、本市においてどのように活用するのか。また、大綱に定めております指標について、わかる範囲内でお伺いしたいと思います。

2問目、学校活性化促進事業についてであります。

このことも、2014年度、広島県教育委員会は、教職員のモチベーションの向上により、学校を活性化させ、教育の質のさらなる向上を目的とし、モデル校における改善策の実施及び検証を行い、以後、同事業で得られた成果を段階的に全県に普及し、業務改善の一層の推進を図っていくとしておりますが、市内の小中学校ではどのような改善がされたのかお伺いいたします。

また、広島県教育委員会は2015年度、業務改善の取り組みにおいて、県内各市町教育委員会とモデル校の校長に対し、モデル校以外でも取り組みを参考にし、管理職の意識を変えていくためにも改善策を決定する際、教職員から意見やアイデアの聴取に努

めることが求められているとありますが、教職員の高いモチベーションの向上を図るための取り組みについて2点ほどお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。田中市長。

○市長（田中達美君） お答えいたします。

まず初めに、山本議員からは子供の貧困対策についてと、学校活性化促進事業についての2問質問がございますので、まず初めに、私のほうから子供の貧困対策についての答弁を行いまして、学校活性化については教育長のほうでお答えいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、子供の貧困対策についてお答えいたします。

昨年度、国がまとめた子供の貧困対策大綱では、子供の将来が生まれ育った環境で左右されることのない社会の実現のため、貧困の世代間連鎖を断ち切るという基本方針が掲げられております。

特に、貧困率の高い傾向にあるひとり親家庭については、重点的な支援が必要であり、社会全体で取り組むべき問題であるとの指摘がなされているところです。

広島県では、子供の貧困対策計画を盛り込んだひろしまファミリー夢プランを策定し、ひとり親家庭の自立を支援するため、経済的支援や就労支援、子育てや生活支援を推進することとしております。

御質問の学習支援ボランティア事業につきましては、これらの支援策の一つとして、ひとり親家庭の子供を対象に大学生や教員OBのボランティアが学習支援や進学相談を行うものでございます。

この事業は、昨年度から始まりまして、初年度として県内2カ所で実施され、本年度は5カ所に拡充すると伺っております。

次に、大綱に定める指標についての実態把握でございますが、本市では、13項目のうち、生活保護世帯に属する子供の進学率や就職率など6項目については把握できておりますが、ひとり親家庭の親の就業率やその子供の進学率などに関する7項目については把握できておりません。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 学校活性化促進事業についてのお尋ねでございます。

広島県教育委員会は、学校における業務改善の取り組みを行っております。業務改善の目的は、教員が子供と向き合う時間を確保するとともに、教職員のモチベーションの向上を図ることによって、学校の活性化及び教育の質の向上につなげていくことでございます。

平成26年度は、学校活性化促進事業において県内10校の業務改善モデル校などにおける現状と課題の把握、今後の取り組みの方向性（改善策）が整理されたところです。

今年度は、今後の全県展開に向けて、業務改善モデル校として、県立学校34校、市町立中学校28校を指定し、学校活性化促進事業で効果が認められた改善策などを試行することとしております。

本市では、大柿中学校が指定を受け、非常勤の教務事務支援員が配置され、取り組み

を始めたところでございます。

教育委員会としては、大柿中学校の取り組みを支援するとともに、大柿中学校以外の小・中学校に対しても教職員から意見やアイデアを聞きながら業務改善を行うよう指導してまいります。

以上です。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 貧困対策について、またいろいろなことでありますが、私は思うのには、今の学校の先生両方かかわることなんですが、余りにも実態調査、このことがあるから、急にするんでなくして、もともと追跡調査をしながら、安全安心なまちをつくっていくというのが地方自治体の役割だろうと私は思っておりました。がしかし、きのうの何人かの議員さんの質問の中で、私が質問しようと思うことが多々重なっております。

一つは、貧困の原因であります。昨日市長の答弁では、非正規社員が多くなった。これは労働組合も認めたというような発言でありましたが、私はただ単に労働組合や一般企業の責任ではないと私は思っております。というのは、私がこういうことに興味を持ちました80年度、1982、3年のころには、行政にどの市町も臨時採用、非正規社員というのは余り見かけておりませんでした。それが日本がバブルがはじけて、高度成長時期がとまり、そして企業が利益のために非派遣社員をつくってくる、そうした中で、地方自治体も非正規社員がふえてきたように感じております。せめて、安全で安心なまちをつくることを目指すのであれば、やはりそのところで、そうした官製ワーキングプアをつくってはならないというのが本筋だろうと私は思っております。

私は総務部長にお聞きしたいことが1件あります。

総務部長が行政職員になられたころは、同和対策審議会答申が活用されて、いろいろな形で国民の生活難を支えてきました。そのときには、行政職員さんがどのような取り組みをされておったか、思い出すところがありましたら、一つ。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 同対審答申に対する御質問だと認識しております。

私が、入庁しましたのが1985年ですので、同対審答申ができて20年ほどたった年、現在50年が経過しておると認識しておりますが、職員研修でよく受けておりましたし、私自身教育委員会に20年勤めておりましたので、同和教育行政にも長年携わらせていただきました。その中で一番学んだことは、差別の実態に学んで、その中から行政施策に反映できるものを一生懸命積み上げていこうということを学ばせていただいたと思っております。今、同対審答申の精神がどのように行政に生かされておるかという趣旨の質問だと思いますけれども、差別の現実には深く学んで、そのことを行政施策に反映していくというのが、私たちに課せられた使命だと認識しておりますので、同和対策行政は法が切れて、一般施策に移行していきましたが、その精神は何ら変わることなく、私たちは、市民の皆さんの生活をつまびらかに実態把握に努めて、その中で行政施策に反映できるものは取り入れるべく努めながら、国・県に要望を行い、それを国や県の施策にも反映していくように努めていくというのが市町の行政職員の務めだと思っております。

ます。

ですので、同対審答申を詳しく学ぶということが、今なおざりにされておるといふところがあるかと思えますけれども、人権研修を本市でも行っておりますので、その中でそういった行政職員としてあるべきものは何なのかといふところを基本の精神に立ち返って、職員研修をこれから進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） そのとおりであります。では、執行部と教育委員会のほうに再度質問いたします。

その当時の貧困とされた家庭のパーセンテージは中国新聞の記録によりますと、85年から88年当時は13%程度です。それが今、2015年になりますと16.何%、本来検証しながら安全で安心なまちづくりをしていくというたら、こんなに格差がつくはずはないんであります。もう少し民間活力や、何か起用しながら、元気のあるまちをつくる、私はきのうずっと思うことがたくさんありました。というのは、それぞれの議員さんが、まちを何とかしよう、この島を何とかしようという思いで質問しておりましたが、そこらのところがほとんど見当たらず、こうしたせつかく50年前に日本国中を挙げた答申が出されました。そして、国民の生活が向上してきたという経過の中で、今また、ただ単に経済が苦しいというだけで、昔へ返ってきております。私はそういうことのないよう答申を生かしながら、活力のあるところをやっていただきたい。

きのうの質問の中で、民間活力をどうするのかということもありましたが、明確な答弁はありませんでした。民間の方もたくさん心配しながら、ああしたら子供がふえるんではなかろうか、こうしたら人口がふえるんではなかろうか。執行部の方にお問い合わせしますが、私は人口をふやすのに、外から来る人ばかりに目線を置くのではなく、今2万5,000人弱の島民、市民がどうしたら出ていかなくてすむのかということへも目線を向けていただいて、これからの施策に生かしていただければと思っておりますが、市長さん、何かありましたら。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 我々は絶えず、議員が言われるように江田島市に現在住んでおられる方をどうして、いかにして少しでも外に出ていかないかということの考えと、もう一つは外部から来ていただく、できれば定住していただきたいということを視野に入れて、トータル的に物事を進めております。

ただ、市内の人を減らなくする、要するに社会減が起きないような、現在の状況というのは御存じのように高校大学を卒業するとほとんどの方が市内へ働く場所がないから出ていくというのが、江田島市が毎年人口が減っておるうちの半分ちょっとです。もう一つは、いわゆる自然減による高齢者と生まれてくる子供の差がありまして、それが約半分近くありまして、どこのまちもそうですけれども、人が減っておるのはいわゆる社会減と自然減とのトータルで人が減っておる場所があります。東京なんかは人がふえておるといってしましても、これは全部田舎から地方から若い人が大学卒業、高校卒業して行って、東京へ行くもので、東京がふえておるだけで、東京でもいわゆるそういう自然増

ということ、子供が生まれる数が亡くなるより多いということは決してないので、地方がただ人を補給しておるだけなんです。そういった現象ははっきりしてしまして、なかなかこの地方もそういった人口を減少させないことの努力については、非常に物理的に難しいということになっております。ただ、議員が言われるように、現在江田島市に住んでおる人に対して、何とかこれが外へ出ていかないで済むような、いわゆる働く場所をどうして江田島市内でつくるかということが、やはり全体的には最大の課題ということになっております。昨日も言いましたように、私は基本的には、日本の労働政策の中で、いわゆるグローバル化、世界との競争に勝つために、さまざまな形で合理化とかいうことを進めていく中で、言葉としては非常に響きはいいですけれども、自由に働きたいと、自分が思った時間に働きたいということは、非常に言葉としてはいいんですけど、結果的にはその部分が非正規で非常に所得の低い層ができて、さらに国際的な競争の中で、そういった現象が進んでおります。今現在も国会の中で、この働くことについての規制についてを緩めるといような話になって、非常に野党は大反対しておりますけれども、我々地方行政だけでは、到底できない問題が私は全体的に非常に大きい問題で、地方自治体は、それぞれ、それなりの努力はしておりますけれども、それ以上に大きな社会全体としては、仕組み的に大きな問題で人口が減っておるということがあります。

議員さんは多分、そうじゃないんじゃないかと。江田島市が努力すればいいじゃないかということ、例えば市の臨時の職員が昔はこんなにたくさんいなかったと思うんじゃないかということをおっしゃったけれども、やはりそこはトータルの市の財政とか、市の職員の数とか、トータルの中で結果的にこういうことになっておるので、それでは全部仮に正職員にすれば、確かにそれは理想的なことかも知れませんが、さまざまな場面で現在市内の各種団体とか、さまざまところへ行政の一翼を担ってもらうような形で、江田島市が回っておるわけなんで、その部分を非常に手厚くするというのは、やはり市全体で言うと財政的なことを考えると、現実にはできないというので、それは我々も苦悩をしていますし、議員さんもそこを何とか市にせいやということで、一般質問でいろいろな質問が出てきますけれども、現実にはなかなかそういったことができにくいのが、私は逃げるために言っておるわけじゃ、決してなくて、現実問題としてやっぱりそこらのことも直視しながら、私は物事を進めていっているようなことで、議会の議員の皆様にも、そこらのことはよく判断しながら、質問していただければというふうに思います。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 企業誘致は非常に難しいと思います。ですが、今ここから働きに島外へ出ておる人たち、たくさんおるんです。そういう人たちが今、どんどん住みづらくなる、働きづらくなるという形で島外へ出ていっておるんです。

また、島外から島内へ来られた方たちの意見も、来てみたらなかなか住みにくい、家から買い物に出ていくのに、行くことを考えたらバスはある、帰りはない。そういう不便さがあるんです。何も全国平均的なことを考えんでもいいんです。江田島市としてどうしようか、利便性をどうしようかという小さなことから市民の同意を得ながら、やっ

ていくということが、私は活力につながっていくのではなかろうか、恵み多きえたじまといいますが、自然がこれほど破壊されたら、日本はいずれは自然に負けてしまうようになります。せめて地方から、自然を大切に、自然を生かした活力のあるまちづくり、これを今300名余りの行政職員、若い人たちも含めて、いろいろな発想を持った若い人たちがおると思います。そうした人たちの意見を聞きながらやっていくのかどうか、このことが私、きょう質問させていただいた、いわば県教委が、二十数年前に反動的に学校の先生に地域とのかかわりをしてはいけないという形を持ってきました。そして十五、六もたたない間に、貧困で困った生徒が17%にもなってきた。そして、さっきの教育長の答弁を聞いたら、ゆとりのある職場、自分のクラスの子供との交流を絶って、ほかの仕事をやって、子供の面倒が見られないから、子供の学力が下がっていく。だから、もう一度やっぺいこう。そういうところの問題じゃないんですかね、教育長。今、教育現場の先生が、いわば自分のクラスの子供とゆとりある時間を持てる時間、どれぐらいありますか。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） お答えいたします。

子供と向き合う時間、この明確な定義はありません。授業や部活動など、直接児童・生徒と過ごしている時間というのは当然ですけれども、それ以外にも、授業に向けての授業準備とか教材研究など、児童・生徒とよりよく向き合うための時間も入っていると考えております。

県教育委員会が行った調査・研究の結果では、教員の1週間当たりの平均的な業務時間は、50から60時間程度、そのうち指導に直接関係のある業務が7割から8割、その他の業務、これが2割から3割となっております。

子供と向き合う時間というのは、指導に直接関係のある業務、その範疇に当たるものと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 子供の立場で考える、現場の先生方の声が聞こえてくるのは、同和教育が進められておるときでは、自分のクラスの課題を抱えた子供と十分なる取り組みができたけど、今は課題がある子があっても、明るく日の業務に追われて家庭でも事ができにくいという形で、今広島県教育委員会は、ゆとりある、子供と向き合う時間をつくるための業務改革をしておるんじゃないですか、どうなんですか。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） お答えいたします。

業務改善が始まったきっかけでございますけれども、御存じのように学校を取り巻く環境というのが複雑多様化して、変化を続けております。

そういった中、平成18年度に文部科学省において行われた調査というのがありますが、すけれども、教員の残業時間というのが月約34時間ということで、昭和41年度と同調査の月約8時間と比較して、大きく増加していると。学校の負担が増して、教職員の多忙化というところが見えてきたというところがございます。

こういった状況を受けて、県の教育委員会は23年の1月に業務改善プロジェクトチームというのを立ち上げて、取り組んでいるというところでございます。

仕事の中身は、とにかく効率化して、その分子供と向き合っていこうということでやっていると考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） もう一つ、聞きにくいことなんですけどね、先月まで学校へ桃太郎旗を立てておりましたよね、不祥事撲滅月間。こんなに桃太郎旗を立てて、啓発せにゃならんほど、教育現場に不祥事があったんですか。私は不祥事があるということは、その職場において働く人のストレスの総集約が不祥事につながると思っておるわけですが、そこらのところは地方自治の教育部会で一番頭の教育長はどのようにお考えですか。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） お答えいたします。

教職員の不祥事ということで、江田島市ではこれまで何件かありまして、それを踏まえて、昨年度、平成26年度、今年度、27年度と、そこら辺を先生にも意識してもらおうということで、その取り組みの一つとして5月を強調月間と重点的に取り組もうということで、学校を指導して、そののぼり旗を立てて、機運の醸成というところで行っているところでございます。

やはり学校は、保護者、地域の方からすると、先生に対して、学校に対して信頼が第一でございますので、その信頼を一気に崩す教職員の不祥事というのはあってはならないということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） しっかりと指導をお願いしたいものですよね。

その月間中に、ある中学校では期末試験で大変なことをしておるでしょう。いわば、ここにお詫び文がありますけど、このことについて、三、四年前にテスト、同じ中間試験か期末試験で出したテスト、そのことが学習塾のほうに回って、学習塾に行っている子供がそれを気がついて、云々かんぬん。いわば、教育現場の先生に子供と向き合う十分な時間がないと、真面目な本当に子供の学力をつけよう、子供の将来をどうしようという真面目な先生はストレスを感じて、こういう不祥事をせざるを得んようになるんです。ただ単に、詰め込み教育の学力だけではいけないんです。本来、義務教育では、生きる力を身につけさすということがあるんです。当然、行政のほうにも市民が十分、力強く生きていける安全で安心なまちづくり、共通したものを共有しながら、私は民間の力をかりながら、まちを活性化させていく、このことが必要ではないのかと私は思っておりますが、答弁を聞いても、きのうのような形になろうと思えますから、私はここで預けますけど、どうぞ民間からこういうことがしたい、こういうことをしたいんじゃないけど、これだけの資金しかないというようなところがありましたら、十分なる御支援をしていただくようお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山根啓志君） 以上で、15番 山本議員の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

日程第2 報告第1号

○議長（山根啓志君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） それでは、報告第1号、専決処分の報告について御説明いたします。

1件目の専決処分は、市が管理する里道の路肩の一部崩落が原因で、歩行者が転落、負傷し、その損害に対して相手方と和解し、損害賠償の額を決定したもの、2件目の専決処分は、市が管理する道路の損傷が原因で、道路を利用する車両に損傷が発生し、その損壊に対して、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

2ページをごらんください。

中ほどの1、事故の概要にありますように、平成26年10月6日午後3時ごろに、能美町中町の里道において、相手方が歩行中に里道の路肩が崩落したことにより転落し、負傷したものでございます。

現地は、雑石積みの擁壁の上に10センチ程度のコンクリート舗装をしているところですが、この里道について、雑石積みの一部が崩れ落ち、舗装の下に空洞が生じていたものと思われます。相手方の〇〇〇〇氏と損害賠償金28万6,900円を支払うことで和解し、ことし4月6日に専決処分したものでございます。

崩落箇所は、事故発生後直ちに通行規制し、後日、石積み及びコンクリート舗装の復旧を完了しております。

続いて、3ページをごらんください。

こちらの専決処分については、ことし4月7日午前11時ごろ、沖美町岡大王の市道鹿川岡大王線において、相手方車両が走行中に道路中央付近の路盤が傷んであいていた穴を避けきれず、剥離したアスファルト破片で車両が損傷した事故でございます。

相手方の〇〇〇〇氏と損害賠償金1万1,000円を支払うことで和解し、5月14日に専決処分したものでございます。

道路の損傷は、職員により直ちに復旧しております。

なお、2件の損害賠償金は本市が加入している損害賠償補償保険で補填されております。

以後、施設管理が十分なものとなるよう努めてまいります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第3 報告第2号

○議長（山根啓志君） 日程第3、報告第2号 平成26年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第2号 平成26年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書6ページ及び7ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 報告第2号につきまして、議案書6ページ、7ページの平成26年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書により説明いたします。

一般会計における繰越事業は、2款総務費で、企画調整事業、生活交通維持対策事業、情報通信基盤整備事業、体験型修学旅行受入事業、まちづくり推進事業及び交流定住促進事業の6事業、3款民生費で、障害者福祉事業、介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金及び子育て支援センター運営事業の3事業、6款農林水産業費で、オリーブ振興事業、海岸整備事業及び水産業振興対策事業の3事業、7款商工費で、商工業振興事業、プレミアム商品券発行事業、観光振興事業及び観光施設維持管理事業の4事業、7ページをお開きください。8款土木費で、地域開発事業特別会計繰出金、道路維持管理事業、道路改良事業及び港湾建設事業県負担金の4事業、以上、20事業、総額2億9,994万1,000円の繰越額の議決を2月の議会定例会でいただいております。

そのうち、3款民生費の介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金の1事業において、2億1,650万5,000円の減額となり、翌年度繰越額の総額が2億9,777万6,000円となりました。

なお、繰り越しに係る財源内訳は、既収入特定財源はゼロ円、未収入特定財源として国・県支出金が1億8,341万4,000円、地方債が4,850万円、一般財源が6,586万2,000円でございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第2号の報告を終わります。

日程第4 報告第3号

○議長（山根啓志君） 日程第4、報告第3号 平成26年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第3号 平成26年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書9ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） それでは、報告第3号につきましては、9ページをお開きください。

平成26年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計繰越明許費繰越計算書で説明いたします。

今回の繰越事業は、介護報酬改定に伴うシステム改修委託事業でございます。1款総務費、1項総務管理費におきまして、2月議会で議決をいただきました繰越額は、99万6千600円の見込みでしたが、平成26年度分の精算の結果、繰越額は780万1千000円となりました。

なお、繰り越しに係る財源の内訳としましては、既収入特定財源はゼロ円、未収入特定財源のうち、国庫補助金が239万1千000円、その他が541万円となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第3号の報告を終わります。

日程第5 報告第4号

○議長（山根啓志君） 日程第5、報告第4号 平成26年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第4号 平成26年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書11ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） それでは、報告第4号について御説明いたします。

11ページをごらんください。

平成26年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越計算書でございます。

内容は、地域開発事業費の地域開発事業、小用漁船浮棧橋移設工事として1,710万円を繰り越すものでございます。

小用港ウシシ地区につきましては、25年度から公有水面埋立工事を実施しておりますが、この埋立工事に伴い、既存の防波堤の補強工事が必要となり、それに先立って防波堤に係留している市が所有する浮棧橋を早期に移設させる必要が生じました。このため、今年度を実施する予定であった浮棧橋移設工事の一部を前倒しで施工することとし、昨年度発注していたアンカーブロック等を製作する工事に追加いたしました。この工事費の増に伴う工期の延伸により、昨年度の予算の一部を繰り越すこととしたもので、3月に議決をいただいたものと同額でございます。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、報告第4号の報告を終わります。

日程第6 承認第1号

○議長（山根啓志君） 日程第6、承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市税条例等の一部を改正する条例でございまして、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成27年3月31日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 専決処分いたしました承認第1号について、説明いたします。

13ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成27年3月31日、市長名をもって専決処分したものです。

内容については、14ページから35ページまでが改正条文、36ページから56ページまでが新旧対照表、57ページから59ページに参考資料として、江田島市税条例改正要旨を添付しております。57ページからの参考資料により、主な改正内容について説明いたします。

まず、第1条による改正として、番号法施行に伴う規定の整備として、第2条から附則第22条まで、個人番号または法人番号等の規定の整備を行います。

次に、市民税関係の改正でございますが、第23条から次ページの附則第4条までは、条ずれ等による引用条項の整備でございます。附則第7条の3の2は、個人市民税における住宅ローン制度の適用期限を延長するもので、消費税率8%から10%への引き上げ時期が平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更されることを踏まえて、所得税と同様に1年6カ月延長いたします。附則第9条、附則第9条の2は、ふるさと納税の申告特例について法律改正に合わせて新設いたします。確定申告を必要とする現在のふるさと納税の仕組みに、地方税法上の特例を創設することとし、確定申告不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合は、当分の間、ワンストップで寄附金税額控除を受けることができる仕組み、ふるさと納税ワンストップ特例制度、これを導入することとされました。

次に、固定資産税関係の改正でございます。附則第10条の2、これはわがまち特例の創設に伴い、割合を定める規定を創設するものでございます。附則第11条から附則第15条までは、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税について、用途変更のあった宅地等に係る課税の経過措置を引き続き平成27年度から、平成29年度まで延長する規定でございます。

59ページをお開きください。軽自動車税関係の改正です。附則第16条、軽自動車税の課税の特例として、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する四輪車等について、平成28年度分の軽自動車税に限り、その燃費性能に応じたグリーン化特例、これを適用する規定の整備でございます。

市たばこ税関係の改正では、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例、旧3級品に係る市たばこ税の軽減措置の段階的に廃止いたします。

第2条による改正は、改正附則第1条及び改正附則第2条では、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税に適用するとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率改正について適用開始期限が1年間延長されたことに伴う措置を規定しております。

22ページをお開きください。

本改正に係る条例の附則では、第1条に施行期日、第2条で市民税に関する経過措置、第3条で固定資産税に関する経過措置、第4条で軽自動車税に関する経過措置、第5条で市たばこ税に関する経過措置、第6条で入湯税に関する経過措置を定めております。

施行期日につきましては、各条文に細かく規定をしておりますが、説明資料の右側にそれぞれ記載してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第2号

○議長（山根啓志君） 日程第7、承認第2号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第2号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づきまして、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成27年3月31日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 専決処分いたしました承認第2号について説明いたします。

61ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成27年3月31日、市長名をもって専決処分したものです。

内容については、62、63ページが改正条文、64、65ページが新旧対照表、66ページに参考資料として、江田島市国民健康保険税条例の改正要旨を添付しております。

66ページの参考資料により説明いたします。

改正の1点目、課税限度額の引き上げでございます。第2条、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を現行51万円でございますが、これを52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行16万円を17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行14万円を16万円に引き上げるための規定の整備でございます。

改正の2点目、低所得者に係る軽減対象世帯の拡大でございます。第21条、国民健康保険税の軽減措置について、軽減判定基準額の表をごらんください。7割軽減の対象となる世帯の基礎控除額に変更はありませんが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額を現行24万5,000円を26万円に改め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行45万円を47万円に引き上げるための規定の整備でございます。

改正の3点目、施行期日の変更でございます。江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正として、附則第16条の改正規定、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について、施行期日を平成28年1月1日に変更するための規定の整備でございます。

62ページをお開きください。

附則第1条、この改正条例は平成27年4月1日から施行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） これね、ここの66ページ、これきのうの一般質問の国保とも関連するんですけど、福祉保健部長何か言うかなと思ったら、全然答弁せんかったけ、またあれは今度。

それでね、これ低所得者に対する割合じゃね、これたしか。それで、5割と2割はあるんじゃないけど、7割は低所得者に入っておるから7割減額になっておるはずなのに、な

っていないよね、これ、何で。低所得者対策用の施策じゃなかったかと思うよ、国の。
1, 700億円がこれに入っておるはずなんじゃけどね。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 国民健康保険税のほうの課税額の計算、応能割の部分、所得割のところでございますけれども、この所得の算定において、市民税についても国民健康保険税についても、基礎控除額というのが33万円ということで、法で定められております。ですから、このたび、基礎控除額33万円、ここの部分について法律改正がなかったというところで、基礎控除額については変更がないと。そのかわり、その下といいますか、5割軽減、2割軽減の部分については、対象世帯の拡大ということを目指して、額が大きくなっているということでございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） では、法律で決まってないけん、ないということですか。そういうことですか、簡単に言うたら。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） これ制度上の問題でございますけれども、議員御承知のとおり、所得税の基礎控除額というのは38万円というふうになっております。市民税のほうの基礎控除額、税額算定における控除額というのは33万円になっております。それと同様に、国民健康保険税のほうの所得の算定の際に用いる基礎控除額というのは、市民税と同じく33万円になっているということでございます。

そこの部分について、今回見直しが行われなかったというところで、限度額については変更がないということでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

11時20分まで休憩いたします。

（休憩 11時06分）

(再開 11時20分)

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第34号

○議長（山根啓志君） 日程第8、議案第34号 江田島小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第34号 江田島小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事（建築）請負契約の締結についてでございます。

江田島小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事（建築）の請負契約を2億2,626万円で株式会社大柿産業と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第34号の説明をいたします。

議案書の67ページをお願いします。

まず、1、契約の目的は、江田島小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事（建築）請負契約です。

2、契約金額は、2億2,626万円で、うち消費税額及び地方消費税額は1,676万円です。

3、契約の相手方は、江田島市大柿町飛渡瀬4249番地1、株式会社大柿産業、代表取締役中本正彦。

4、工期は、議会の議決を得た日の翌日から、平成28年3月10日までです。

平成27年6月11日提出、江田島市長 田中達美。

次に、70、71ページの入札状況調べをお聞きください。

工事名は、江田島小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修工事（建築）です。

工事場所は、江田島市江田島町中央四丁目18番1号。

入札日時及び場所は、平成27年5月25日月曜日、午前9時30分から、江田島市役所本庁2階会議室で執行いたしました。

本市が指名した入札参加指名業者は22社で、そのうち入札辞退を届け出た13社を除く9社で入札を行いました。

入札状況は、表に示すとおりです。

なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格2億2,960万3,000円、落札額2億950万円、落札率91.2%です。

工事概要などにつきましては、戻っていただきまして68ページに工事概要書、69ページに、配置図及び立面図を添付しております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 私は、契約金額について質問をさせていただきます。

今の説明が十分でなかったんですが、内容を図面等を見てみると、私の推測ですが、柱と屋根、鉄骨を残して、しかも補強するもんだと思います。

それで、予定価格を公表し、2億2,960万3,000円、これを設計額に逆算すると約2億5,000万の設計だと推測できます。平米当たりには換算しますと、約26万円、坪当たりにはしますと、85万5,000円、築後約50年が経過しているので、これだけの工事費は当然の結果だと思います。しかも建築工事だけでございます。

私は、建てかえたほうがよいのではないかと、費用対効果どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 新築というのは、ということでした。

これ、耐震補強計画を立てる際に、体育館につきましては、その当時5棟が対象となっておりました。その際、新築か耐震補強改修かについて協議され、新築の費用負担が大きいということから、体育館につきましては耐震補強改修を進めるという方針を出した上で、現在はその方針に基づいて耐震補強改修で事業を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩いたします。

（休憩 11時27分）

（再開 11時30分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） この入札状況、ここに出ていますが、予定価格を事前に公表されているということなんですけど、一番の古澤鋼材さんの失格ということですけどね、これは通常失格というのは、どういうんですか、古澤さんの単純なあれということですかね。わかっているわけですからね、それより下回ったから、失格になったと思うんですけどね、これはどういうぐあいに理解したらよろしいですかね。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） ただいま議員発言いただいたとおりでございまして、江田島市では、工事に際して1億以上のものについては予定価格を公表して入札に付しております。その際、江田島市最低制限価格制度実施要領と申しまして、適正な工事価格を定めるために、この要領を定めて、この要領上で最低制限価格を設ける場合の基準となる価格、この計算式も公表しております。ですので、今回1番の業者さんが失格にな

っておりますのは、この最低制限価格制度実施要領に基づく基準価格を下回ったため、失格となっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 失格ということで、結局、古澤建設工業さんの単純ミスということですね。もともと出したってだめなもんですから。参考のために、今の最低価格というのは幾らなんでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 先ほども申しましたように、江田島市最低制限価格制度実施要領に計算式を掲載させていただいております。

今後の入札等もございますので、この場でこの金額を公表することは控えさせていただければと思います。

○議長（山根啓志君） 4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 予定価格は出ているわけですね。これ公表されているわけですから、率がわかっているなら、すぐ出るはずじゃないですか。それが控えさせてもらうとか何か、そういう問題じゃないと思いますけどね。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 後ほどこの実施要領を見ていただければと思うんですが、この実施要領の計算式にありますのは、工事費のうち直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額、一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額、その総計になるわけでございますので、この工事の予定価格の中で、直接工事費をどれぐらい見積もるのか、共通仮設費をどれぐらいに見積もるのかというのは、それぞれの業者がこの予定価格に基づいて算定をするものと推察いたしますので、この要領を公表するところまでにとどめさせていただければと思います。

○議長（山根啓志君） 暫時休憩します。

（休憩 11時35分）

（再開 11時40分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号

○議長(山根啓志君) 日程第9、議案第35号 平成27年度江田島市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第35号 平成27年度江田島市一般会計補正予算(第1号)でございます。

平成27年度江田島市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,061万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ150億7,561万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山根啓志君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) 議案第35号 一般会計補正予算(第1号)につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の8、9ページをお願いします。

最初に、歳入からでございます。14款国庫支出金、2項国庫支出金、1目総務費国庫補助金は、社会保障税番号制度の施行に伴う個人番号カード交付事業費補助金の増額補正です。

2目民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金で、臨時福祉給付金給付事業に係る給付費補助金及び事務費補助金の増額補正を、児童福祉費補助金で、子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る給付費補助金及び事務費補助金の増額補正を行っています。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金は、太陽光発電設備設置に伴う広島県公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金の増額補正です。

19款、1項、1目繰越金は、前年度繰越金を一部予算化し、財源とするものです。

20款諸収入、6項、4目雑入は、臨時職員の社会保険料個人徴収金の増額補正です。続いて、歳出でございます。

10、11ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、7目情報政策費は、福祉保健部の一部及び教育委員会事務局の移転に伴う本市電算システムなどのネットワーク通信料の増額補正です。

13目支所費は、沖美支所の受電設備工事の増額補正です。

3項、1目戸籍住民基本台帳費は、本年10月からの社会保障税番号制度の施行に伴う、個人番号通知及びカード交付に係る委託料、備品購入費、臨時職員賃金などの増額補正です。

12ページ、13ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、社会福祉団体等助成事業費で、このたび開所しました江田島地区更生保護サポートセンターに対する運営費補助金の増額補正を、臨時福祉給付金給付事業費で、臨時福祉給付金及び事務費の増額補正を行っております。

14、15ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の給付費及び事務費の増額補正です。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健センター費は、福祉保健部の一部の移転に伴う通信運搬費及び警備保障業務委託料などの増額補正です。

6目環境衛生費は、江田島市農村環境改善センターへの太陽光発電設備設置に係る設計委託料及び工事請負費の増額補正です。

最下段から、16、17ページをお願いします。

9款、1項消防費、1目常備消防費は、消防救急デジタル無線の共同整備に伴い、本市消防本部の指令台の改修工事費を当初予算で計上しておりましたが、主な改修内容がシステムの改修であることが判明したため、業務委託料に組み替え補正するものです。

10款教育費、4項社会教育費、8目環境館費は、沖美臨海教育場裏地の森林除伐など工事の増額補正です。

なお、18、19ページに給与費明細書をお示ししております。

以上で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,061万3,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億7,561万3,000円とする一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ちょっとわからないところがあるので、13ページの臨時福祉給付金、具体的にどういうふうなものなのかと、その次のページの15ページに、子育て世帯の臨時特例給付金事業、その次のページの消防署の指令台システムが今何とかかんとかで、やまったからでなったんだけど、これはいろいろ調べてみた結果がしなくてもよくなったのか、初めはわからなかったからこういう予算を組んだのか。

それと、その下の沖美自然環境体験学習交流管理館、これ沖美の広大な跡地の部分じゃないかと思うんじゃないけど、この工事請負費、木を切るとかなんとか今言うんじゃないけど、これもう譲渡したんじゃないん、土地は江田島市のものとしても。これ、ちょっと教えてください、以上。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 臨時福祉給付金と、子育て世帯臨時特例給付金の補正予算について説明させていただきます。

これらの給付金につきましては、消費税の引き上げに伴い、26年度に一度実施されたものなんですけれども、消費税が10%になるのが延びました。その間、昨年度と同様に低所得者や子育て世帯の経済的な影響を緩和するために引き続き実施されるものです。

以上です。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林 勉君） 消防費の消防救急デジタル無線整備事業の節の取り方、工事請負費から委託料に変える、これにつきましては、当初予算要求時に消防救急無線のデジタル接続のための本部の指令台改修工事、このように見積もりの実施設計業者等の話で、これは工事請負費ということで認識をしておりましたが、今回、実際にやる段階において精査をしましたところ、工事請負費ではなく委託料、これが正しいなということで、このたび補正をお願いするものでございます。

今後、こういうことのないように、正確にもっと慎重にやらせていただきます。このたびはおわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 沖美臨海教育場の件でございますが、先般の全員協議会においても御説明いたしました。建物につきましては譲渡しておりますが、裏山については所有者はまだ市のままでございますので、あそこを整備していくことに合わせまして危険木でありますとか、裏の草のほうでありますとかというような整備を行っていきたいと考えておりますので、上程させていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 消防署のことは私もよくわかんのですが、そういうことのないようにやっぱり予算を組むときにはせないけんじゃないかと思うんですが、ひとつよろしく。

沖美の山は江田島市なんでね、それで1年に1回か2回は木を切らないけんわけ、草も刈らないけん。そうしたら、今まではやっていなかったん。今までもやって予算組んでおったんかいな、これ、どうなん。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 維持管理費としては予算は組まれておりました。ただ、利用形態について、はっきり市が全部改修するというのができておりませんでしたので、維持管理については今後も市のほうが負担していくということでございます。

施設の維持管理については、とよあし会のほうがやられますけど、裏山の周辺のものについては、市のほうがという協定の説明を先般させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 11ページの15節工事請負費60万円の追加でございますが、説明の中には高圧受電の補修ということのようでしたが、沖美支所は来年新築されますが、それまでにやらにゃいけん理由をお聞かせください。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 沖美支所につきましては、28年度に市民活動センターというものを新築して、そちらのほうに支所機能を移転する予定になっております。

ただ、現在の沖美支所は、今後2年間使用していくということになっておりますので、その後の利用は、これから検討されることだろうと思っておりますけれども、今回、電気の保安業務を担当する業者のほうから、点検したところ、アースにふぐあいがあると。専門的には、電気抵抗が10オーム以下でなければならないところが、それを超えているというような状況がございまして、このまま放置すれば、器具の故障や周辺民家の停電など、事故が起こってしまうと、そういった可能性があるということで、早急に修理を求められたものでございます。

現在、沖美支所につきましては、以前、月の電気使用量が50キロワット以上あったということから、高圧受電ということに契約上なっておりますけれども、今、その支所機能を縮小されまして、毎月の電気使用量が最大でも28キロワットということになっておりますから、高圧受電を引き続き継続する必要がないというところで、また、中電工のほうに御相談いたしましたら、高圧受電を修理しても、多額のお金はかかるし、完全に復旧する保証ができないというようなことでもございましたので、高圧受電を引き続きやっていると、電気事業法というような法律のほうから、電気主任技術者の選任が必要となるというようなこともございますので、この際、故障の少ない低圧受電ということに切りかえて、経費の節減を図ってまいりたいと考えたところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 結局、高圧受電から低圧受電にやりかえるということですね。高圧を切断して、低圧にすると。それじゃったら工事やなしに、修繕で賄えるんじゃないんですか。こんなに要るんですか、60万も。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 今回のものにつきましては、キューピクルのほうから低圧受電といいますか、そちらの回路を利用した形で一番安い方法で復旧を図るという計画にしております。

ただ、既存の高圧受電のアースの部分を修理をするというような形のものではなく、電気工事を伴うものだというので、今回工事請負費ということで、計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 要は、1年、2年先にはもう砕くものですから、できるだけ

最小の経費で施工していただきたいという要望で終わります。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） 取り扱いについては、まだはっきりしたことが決まってないと思いますけれども、もう当然最小の経費、いずれは使わなくなる施設でございますので、そのところは十分検討した上で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） すみません、私は15ページの環境衛生一般事業費の工事請負費3,240万円、これについてもう少しちょっと詳しくお教えいただけないでしょうか。

これは、広島県の公共施設再生可能エネルギー等の導入事業の補助金2,775万1,000円が入っておりますよね。先ほど、いわゆる太陽光の設備をと言っておられたんですが、もうちょっとそこを丁寧に教えていただけないでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） この事業は、国のグリーンニューディール基金、こういったものを活用いたしまして、広島県が平成26年度から平成28年度までの3年間に限り、市町の災害対処能力向上を図る観点から、避難所を含む防災上重要な公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるために実施されるものでございます。本市におきましても、災害時に一時的に避難する避難所などの防災拠点等に非常用電源を確保することは、喫緊の課題となっておりますので、県が4月中旬に事業について募集を行いました。それに応募をいたしまして、5月21日付で県の内示をいただいたので、今回地域防災計画のほうで、地域拠点避難所として位置づけられている農村環境改善センター、こちらのほうへ整備をするものでございます。

なお、28年度におきましても沖美の市民活動センター、今後新築されるわけでございますけれども、そちらのほうへの再生可能エネルギーシステムの導入もあわせて内示をいただいておりますので、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） これ一つ、予算書に対する要望なんですけれども、こういう補正で何千万という大きな工事の場合、その単なる工事請負費だけの表記でなくて、できたら、いわゆる具体的な場所、施設、何々の工事費とかいうようなことをちょっと入れていただければ、ありがたいと思います。当初予算は、工事請負費が何件も重なってきますので、工事請負費で一括で挙げていいと思うんですけれども、補正予算でちょっと単なる工事請負費だけの表記というのは、もうちょっと丁寧をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第2号

○議長(山根啓志君) 日程第10、発議第2号 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

11番 胡子雅信議員。

○11番(胡子雅信君) 発議第2号 平成27年6月12日。

江田島市議会議長 山根啓志様。

提出者 江田島市議会議員 胡子雅信。賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。賛成者 江田島市議会議員 新家勇二。賛成者 江田島市議会議員 花野伸二。賛成者 江田島市議会議員 上本一男。賛成者 江田島市議会議員 酒永光志。

「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書(案)」の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

なお、意見書の提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

内容につきましては、別紙のとおりです。

よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、平成27年第2回江田島市議会定例会を閉会いたします。

なお、本日13時から全員協議会を開催いたしますので、会議室に御参集をお願いし

ます。

皆さん御苦労さまでした。

(閉会 12時05分)

